福祉工房 亀のパン

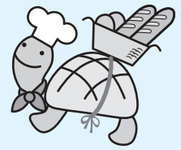

●見に来て！食べに来て！

就労者（知的障害者）・ボランティア従業員一同、みなさまのお越しをお待ちしています。

私たちが頑張って働いている姿を見に来てください。

●みんな大好き！

ご年配の方からお子様まで幅広い層で大好評の、ソフトクリーム（１個２００円）をぜひ一度ご賞味ください。

●営業時間

・「亀のパン」須恵店

月曜日～土曜日　１０：００～１９：００

日・祝日　１０：００～１７：００

・「亀のパン」２号店（志免店）

水曜日～月曜日　１０：００～１７：３０

毎週火曜日は定休日です。

●問合せ先

福祉工房　亀のパン　（ボランティアセンター内）

☎９３２－１１５５　FAX９３２－６３０１

茅（かや）の会 活動登録者募集

「茅の会」の有償活動がスタートしました。
登録希望者は60歳以上の人で、男女の別は問いません。時間での賃金をお支払いいたします。
あなたの時間とやる気を提供してください。

●茅の会の活動内容は

・家屋の掃除など
・食材などの買い物
・庭木の剪定や草取りなど
・家屋の軽微な修繕（簡単な大工仕事）
・フスマ張り、障子張り
・その他軽微な作業など

まずは、お気軽にお問い合わせください。

●問合せ先

・茅の会事務局　☎932－6300
・社会福祉協議会　☎933－2160

区長がゆく ～敬老会～

甲植木　大場正起（前区長会長）

「○○組合は、1号車、○○組合は3号車ですよ」今日は敬老会である。いまや区の年間行事の最大のイベントになっている。区内の70歳以上の高齢者は230人余り。小学生の数の2倍以上に達している。

敬老会の準備は会場探しから始まる。地元の公民館で開催できれば、それにこしたことはない。だが現実は、収容能力をはるかに超えている。何年か前までは、隣町の旅館で開いていたが、そこもすし詰め状態。「身動きもままならない」「トイレにも立てない」などと苦情が出るようになってきた。

方々に手を尽くした結果、なんとか福岡市内に会場を確保することができた。また、送迎用のバス、足の確保も一仕事である。敬老の日前後は、各地の催しが集中して、申し込みが殺到する。ちょっと遅れるとアウトになってしまうからだ。

会場や交通手段を確保して、いよいよ敬老会の当日。冒頭の風景となる。

会が、おしゃべり、カラオケなどで盛り上がり、無事お開きになると、世話人一同さすがにホッとする。

須恵町内には20の区があるが、その多くが敬老会について、大なり小なり課題を抱えている。そのひとつが少子高齢化のなかで増え続ける高齢者人口にどう対処していくかである。会場の確保、交通手段など、区長の力量が問われることにもなるが、これらは、個々の区の問題にとどまらず、全体の課題として捉えなければならない。

わたしも、まもなく敬老会の招かれる側に身をおくことになるが、敬老会のありかたについて、検討する時期が来ているように思う。

下水道　青い地球の　交通網
２００４下水道展

●会場　多々良川浄化センター
＜処理場一般公開＞

●日時　９月１２日（日）
１０：００～１５：００

○下水処理場施設見学
○衛生機器の展示
○下水道ビデオ上映
○お楽しみコーナー
・ヨーヨーつり・ボールすくい・アメのすくい取り・風船・ポップコーン・かき氷・コンポスト（肥料）
※お一人につき１回（１個）限りです。
※数に限りがありますので、品切れの際はご了承ください。
※飲み物のサービスは充分整っておりませんので、なるべく水筒などをご持参ください。

・小学生以下は、必ず保護者同伴でお越しください。
・悪天候の場合は、開催を中止することがあります。

●問合せ先　多々良川浄化センター
粕屋町大字江辻７０５　☎９３９－３４１３

人生の節目には国民年金の手続きをしましょう

国民年金の加入の種類は、職業などによって3種類（種別）に分かれています。

就職・退職・転職・結婚などで加入の種類が変わるときには、忘れずに国民年金の種別変更の手続きをしましょう。

●第１号被保険者　20歳以上60歳未満の農林漁業・自営業などの人、学生や無職の人など

●第２号被保険者　会社員や公務員で厚生年金保険または共済組合に加入している人

●第３号被保険者　第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の被扶養配偶者

●問合せ先　役場住民課　☎932－1151

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者→須恵町役場 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金の加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	須恵町役場
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	須恵町役場
配偶者が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→須恵町役場 第3号被保険者→社会保険事務所

水道メーター器交換にご協力ください

水道メーター器の使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。この使用期限を迎えるものは、町が委託した須恵町水道事業指定店を通して、交換工事を行なっています。

今回、平成9年に設置したメーター器を10月上旬までの間にかけて交換いたしますので、ご協力をお願いいたします。

▼交換時のお願い

・交換作業は施工許可書を携帯した担当者が訪れ、細心の注意をはらって行いますが、まれに空気が入ることがあります。蛇口をあけて、水道管内の空気を排出してください。

・メーターボックス上の自動車などは、交換作業時に移動していただく場合があります。

・お留守の場合でも交換させていただきます。

・この交換工事で、代金をいただくことはありません。

▼問合せ先
役場水道課
☎９３２・１１５１